

令和8年

第1回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和8年1月26日

至 令和8年1月26日

月	日	曜日	会議、休会、その他
1月	26日	月	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和8年第1回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案 第1号	令和7年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)	令和8年 1月26日	原案可決

令和8年第1回伊是名村議会臨時会会議録 第1号

招集年月日	令和8年1月26日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開 会	令和8年1月26日	10時00分	議長 潮平そのみ
	閉 会	令和8年1月26日	10時16分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	高 良 真 伊	出 席	8	伊 禮 正 徳	出 席
2	東 江 清 和	〃	9	潮 平 所 の み	〃
3	伊 禮 正 隆	〃			
5	東 江 源 也	〃			
6	上 原 長 良	〃			
7	前 川 秀 和	〃			

会議録署名議員

6 番	上 原 長 良	7 番	前 川 秀 和
-----	---------	-----	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼 元 清 永	議会事務局主任	仲 田 広 美
--------	---------	---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
副 村 長	高 良 和 彦	農林水産課長	神 田 宗 秀
教 育 長	照 屋 巧	建設環境課長	濱 里 篤
総 務 課 長	諸 見 美 奈 子	教育振興課長	東 江 隆 路
企画政策課長	諸 見 直 也	住民福祉課長	前 川 栄 進
会計管理者	前 田 秀 光	商工観光課長	末 吉 長 吉

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和8年1月26日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）

令和8年第1回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

令和8年1月26日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第 1 号	令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和8年第1回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

ただいまの出席議員は、8人です。

本日、村長は体調不良により欠席しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番上原長良議員及び7番前川秀和議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月26日の1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月26日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第1号・令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

令和8年第1回臨時会を招集したところ、皆さんお揃いでご参加、誠に有難うございます。

先程、議長の方からありましたように、村長の方がちょっと体調不良がありまして、本日、私の方で説明をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、提案理由を説明いたします。

議案第1号・令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、予算総則第1条に定めるとおりであります。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ40億68万円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として464万2千円の増額、15款県支出金で選挙委託金としまして310万7千円の計上と

なっております。

歳出につきましては、2款総務費で774万9千円の増額となっております。

その主な内容としましては、衆議院議員総選挙費で310万7千円の計上、物価高騰対応子育て応援手当支給事業で464万2千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和8年1月26日提出、伊是名村長 奥間守。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額464万2千円についてお聞きします。

まず、対象者についてお聞きします。1世帯なのか、世帯人数なのか、あと配布予定月が令和7年度内なのか、新年度になるのか、また、クーポンなのか、現金なのか、これが光熱費とか、ガソリン代にも使えるのか、お聞きします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

住民福祉課長（前川栄進君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。本村、この物価高対応子育て応援手当支給事業、令和7年9月時点の児童手当の支給対象児童に対して支給されます。対象児童には今年度末、3月末までの新たに生まれる児童も見込んで予算立てしております。

本村の総数ですけれども、230名を見込んでおります。これが子ども一人当たり一律2万円ということになっており、それで対象の児童が230名を見込んでおります。それで支給の月に関しては、3月の中旬を目処にプッシュ型と申しましょうか、本村で児童手当を支給しております世帯については、口座等を把握していますので、そこに振り込むような形になります。

あと、その他の村内にいらっしゃる教員等、公務員の方に対しては申請していただいて、それからの支給ということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

高良真伊議員の質問とちょっとだぶるようなことにもなると思いますが、課長の説明でもちょっとわからない点があります。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、まずこの事業の中身を説明してもらいたいというのが1点、これが先程課長の答弁の中には児童手当支給対象児童に交付ということであるんですが、これは0歳から何歳まで、あるいは高校生までというような客観的な言い方をしているんですが、その件についてということと、現金給付ということであったんですが、その件も含めて、これは児童手当対象児童のみということであったわけですが、児童対象外の人たちは対象にならないのかという件も含めて、再度お答え願いますでしょうか。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

住民福祉課長（前川栄進君）

令和7年11月の閣議決定において、強い経済を実現する総合経済対策ということで、物価高が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するというので、この事業が国の方で閣議決定されております。

給付額が子ども一人当たり一律2万円ということであります。

実施主体においては、9月末時点の児童手当受給者の住所地が実施主体となっております。対象が児童手当を支給しているということで、0歳から高校生年代までを対象としております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

ここで言う高校生というのは、年齢からすると18、17かと思うんですが、その点について、高校生なのか、学生でない人たちも対象になるのかという件も含めてお願いいたします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

住民福祉課長（前川栄進君）

失礼しました。高校生年代、18歳の年度末までの子どもが対象です。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

議長（潮平そのみ）

再開します。

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

理解しました。有難うございました。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号・令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号・令和7年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和8年第1回伊是名村議会臨時会を閉会します。

閉会（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員